

威多傳第一號

南方軍復員ニ關スル規程

(略稱イ規程)

昭和二十年十一月十二日

南方軍總司令官

大命 基キ南方軍ノ復員ニ關シ左ノ通定

別

第一條 南方軍各部隊ノ復員ハ陸海空各ノ實況ニ伴ヒ内閣上陸後速力ニ之ヲ完結スルヲ奉則トス

第二條 復員實施ニガリテハ各派指揮官ハ常務指揮官ノ徹底ヲ期シ特ニ承諾必謹タル皇軍ノ眞姿ヲ

顯現スルニ遺憾ナカラシムルモノトス

第三條 復員管掌官(以下管掌官ト略稱ス)ハ南方軍總司令官トシテ復員ノ實施ハ各獨立部隊(定

率ノ獨立部隊トシテ專任指揮官ノ職成ルニシテ常務指揮官トシテ任務ヲ續行セシメタル後復員輸送ヲ行フ

ヲ適當トスル部隊ヲ含ム以下各シ)等ニ依リ長之ヲ擔任スルモノトス

復員業務處場ノ爲南方軍總司令官ニテ南方軍派遺班(以下派遣班ト略稱ス)ヲ編成ス

派遣班長ハ派遣班ヲ指揮シ東京又ハ内地主官ノ灣ニ位置シ復員ニ關シ管掌官ノ命ヲ承ケ長ノ責

務ニ服スルモノトス

第四條 復員ハ内地主官南洋ニ於テ完結スルモノトシ其ノ日時ハ管掌官之ヲ定ム

0361

復員準備業務ハ内地に於て著迄ニ一切之ヲ完了スルモノトス

第五條 復員完結ハ兵員、聯合部ニ於テ一括スルコトナク内地ニ到着セル各獨立部隊毎ニ逐次之

ヲ實施ス

獨立部隊ニテ建前總送ノセザル場合主力(司令官、隊長ノ位置スル部隊)ノ到着ヲ以テ以テ

ヲ處置ス、此ノ場合 後援セラレタル部ノモノハ最寄部隊ニ歸屬ス

主力ニ先ンジ一部ヲ編成セラレタルトキハ主力ノ到着ヲ待ツコトナク營隊官ニ於テ之ヲ恢復シ

トシ解散(第十九條ニ於テ豫備隊編入、召集解散、解除、歸隊、退官、退職、解職(雇、

傭、傭)其ノ種之ニ屬スル處置ヲ請フ以下同シ)ノ主力ノ復員完結ヲ以テ其ノ部隊ノ復員完結

トスルモノトス

第六條 現地復員ハ部隊ノ復員ヲ有セザル部隊ニテ整理スルヲ要スルモノニ依リ各司令官之

ヲ指ヒ部名及完結年月ヲ總司令部ニ報告スルモノトス

第七條 復員部隊總送順序区分等ニ關シテハ別ニ規定ス、之ヲ總送ニ依リテハ努メテ獨立部隊

ノ建前ノ保持ニ留意スルモノトス

二、準備

第八條 復員實施ノ為準備業務左ノ如シ

一、總司令部前各部隊ニ於テ準備スルモノ

- 1 通名簿 五 (上陸地機師 二、陸軍守業務部 一、乘船名簿 一) 第二十一條ニヨルモ

右ノ外自餘所出部數

(様式イ)

2 恩給請求ニ供スル證據書類 (第九條参照)

(様式ロ)

3 遺骨(遺體品)ニ關スル名簿(目錄)

(様式ハ)

4 歸郷後就職斡旋ヲ必供トスル者ニ對シテハ身分證明書ヲ交付ス

(様式ニ)

5 解散者ニハ適宜ノ從軍證明書(部隊、官氏名、從軍方面及期間等ヲ明カニス)ヲ交付ス

(様式ニ)

6 昭和二十年八月留守名簿調製以後ノ兵籍名簿

(通常部隊主力ノ復員ニ方リ提出ス)

7 事故退院者恩給診斷資料(附表第二参照)

(様式ヘ)

8 部隊略歴

(様式ヘ)

三 乗船決定後各部隊ニ於テ準備スルモノ

1 運名簿 (一) (聯隊區「師營區」司令部)

(様式イ)

2 少佐以上現役者運名簿

(様式イ)

3 身寄無キ者運名簿

(様式イ)

4 金錢受領書類

(第十八條及様式ホ)

5 内地鐵道行先府縣別(准尉以上其他別)人員表

(二)

(輸送指揮官及乗船地機關ニ提出)

三 輸送指揮官ノ準備スルモノ

1 乗船名簿(本條第一號イ項ニヨルモノ)

(二)

2 内地鐵道行先府縣別(准尉以上其他別)人員表

(二)

第九條 現ニ保管ナル戰時名簿ハ後口恩給請求ニ上必以ナルモノニ付差越ノ上本籍地聯隊區司令

部ニ(上陸地派遣班ヲ經テ)送付スルモノトス

之ヲ燒却又ハ紛失セル部隊ハ履歷書(様式ロ)一部ヲ作製シ之ヲ本人ニ交付シ且ツ恩給請求ノ

手續方法ニ關シ置クモノトス

為料交ハ保管ナルモノハ悉皆之ヲ携行スルモノトス

死歿者中未上申ノ功績譽ヲハ速カニ從前通達スルモノトス

第十條 解散ニ方リ左記被服中現ニ個人ノ着裝ナル被服及歸郷途中所安ノ糧食、日用品ヲ支給

ス

前項ノ外一部ノ者ニハ必以ニ應シ防寒ノ爲ノ被服ヲ交付セラルルコトアルベシ

個人裝備被服裝具

略	帽	夏衣袴	夏襦袢袴	下	組
雨外	一箇	夏襦袢袴	下	一	組
編上靴若クハ長靴	一組	靴	下	一	組
卷脚絆	一組	飯盒	一	一	箇
水筒	一箇	雜囊	一	一	箇
靴	三足	毛布	一	一	枚
携帶天幕中幕布	一箇	被服補修材料	若干		
備考	本表ハ其ノ標準ヲ示スモノトシ各部隊ノ現況ニ應シ適宜變更スルコトヲ得				

在リテモ其ノ連聯合軍指揮官ト協議ノ上遺憾ナキニ期スルモノトス

前條復員解散後歸郷途中所食ノ糧食ハ五口分以テノ努メテ乘船前各人ニ交付携帶セシムルモノトス

第十二條 解散ヲ命ゼラレタル陸軍軍人專屬等ニ對シテハ左記ニ依リ退職賞與ヲ給ス

一、軍人專屬ニ對スル退職賞與額ハ終結ノ給料(予當金)月額及特定戰地(乙)タル内地ニ於ケル戰地増添月額(附表第一)ノ合計額ニ對シテ十二ヶ月分トス

二、工員ノ特定戰地増添(乙)額ハ傭人ノ例ニ依リ日給者ニ在リテハ日給額ノ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス

三、賞與額ニテ圓未満ノ端數アルトキハ圓ニ切上グ

四、本賞與額ハ勤怠ノ度及勤続年數等ニ應ジテスレバ適宜減額スルコトヲ得

第十三條 退職賞與、終結、其ノ他金錢給與ハ必ス已ムヲ得ザルモノノ外現地ニ於テ支給セザル

モノトス、之ガ爲各部隊ハ内地沿海上陸後退テニ退職賞與ヲ支給シ得ル如ク別紙様式例ニ基キ内地沿海到着迄ニ支給書類ノ準備ヲ完了スルモノトス、但シ留守宅費ヲ實施シアル範圍以上

外居住下士官及軍屬ニ對シテハ内地ニ於ケル戰地増添十二ヶ月分ノ支拂準備ヲ爲スモノトス

第十四條 徵用者(第十九條ノ徵用期間滿了ノ爲ノ解除者ヲ含ム)ノ退職賞與ハ留守業務ヨリ

其ノ留守宅宛送金ノアルヲ以テ前條ノ準備ヲ爲セザルモノトス

第十五條 第十二、第十三條實施ノ爲ニ於スル金錢、上陸地支局ヨリ受給スルモノトス

第十六條 復員部隊ノ保管ナル共有金使用殘額ハ陸軍事務費歳入ニ納入スルモノトス

第十七條 金錢及物品出納(受拂)簿並ニ出納證據書類ハ從來ノ期定等ニ揃ラズ爲シ待ルモトス

第十八條 現地ニ於テ未支給ノ金錢給與ハ上陸地ニ於テ支給シ得ル如ク受給證據書類(各科目別)ニ準備スルト共ニ各人ニ給與通知ヲ携行セシムルモノトス

三、 實 施

第十九條 復員部隊人員中現役武官(少佐以上ヲ除ク)ニ在リテハ所屬部隊復員下共ニ豫備役ニ編入セラレタルモノトス

現役少佐以上ハ内地軍管區司令官復員前ニ在リテハ其ノ所屬部隊復員完結日ヲ以テ其ノ上陸地ヲ管轄スル軍管區司令官ノ定ムル部隊ニ轉屬シ同司令官復員後ニ在リテハ豫備役ニ編入スルモノトス

陸軍文官向待遇者(他省及民間出身者ヲ含ム)ハ其ノ復員ト同時ニ文官分限會第四條ノ趣旨ニ依リ退官、退職セシメラレタルモノトス

徵用者ニシテ内地歸還前徵用期間滿了スル者ハ其ノ滿了ノ時ヲ以テ部隊長ニ於テ徵用ヲ解除シ引續キ雇傭關係ニ移シ給與ハ從前通シ徵用名簿ハ之ヲ一括シ内地到着後厚生省ニ送付(派遣班經由)スルモノトス

其ノ他ノ者ハ除隊(歸休除隊)召集解除、豫備役編入、解職(雇傭)徵用解除セシムモノトス

陸軍省外ノ官廳ヨリ從軍中ノ文官以下ノ者リ
スルモノトス

第二十條 聯合軍備ノ許可アリタル場合ハ該地除隊ニ行フコトヲ得。其ノ細部ハ別ニ定ム

第二十一條 入院患者ハ左ノ如ク處置スルモノトス

一、病院收容患者ハ内地陸軍病院ハ内地陸軍病院ニ依リテハ軍事保護院療養所ニ還送スルモノトシ其ノ輸送ニ關シテハ病院船ニ依リテ本則トスルモ細部ハ別ニ定ム

二、内地陸軍病院復員前ニ於ケル遷送患者中入院ニ付スル者ハ内地陸軍病院到着ノ時ヲ以テ第一收容病院ニ轉屬シ爾後ハ轉送ニ付テ逐次轉送先ニ院ニ轉屬ス

三、内地遷送患者ニシテ軍事保護院療養所ニ收容シラルル者ハ内地陸軍病院到着ノ時ヲ以テ解散スルモノトス

四、患者護送ノ者ニシテ任務終了セル者ハ最寄派駐官又ハ最寄軍官司令部ノ指示ヲ受ケ解散スルコトヲ得

五、現在入院中ノ患者ハ悉皆之ヲ當該病院所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス。但シ當該部隊復員ノ爲所在地ヲ出發セバ次ノ最寄部隊ニ轉屬シ以下之ヲ繰返ス

六、歸還輸送間ニ發生スル患者ニシテ船内ニ於テ處置終了シ待ザル患者ハ寄港地最寄病院ニ收容スルヲ本則トス

第二十二條 陸軍病院及兵站病院ハ患者ノ内地遷送又ハ輸送轉送終了後復員スルヲ本則トス

但し此等病院ハ状況ニ依リ最終運送患者ト共ニ同一病院船ニテ歸還シ復員スルコトヲ得

第二十三條 刑務所（拘禁所ヲ含ム以下同シ）ニ於テ行刑中ノ軍人軍屬其ノ他陸軍監獄官第一條

第二項第一號記載ノ者ニ對シテハ當該刑務所歸還輸送ノ實施時期迄ニ刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ヲ除キ解散スルモノトス

前項ニ規定スル刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ハ當該刑務所所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス

第一項ニ規定スル手續ヲ採リタル後ニ於テモ其ノ部分ヲ喪失シタル者ニ對スル行刑ハ之ヲ繼續スベク内地臺灣上陸後刑務所長（拘禁所長ヲ含ム）（刑務所ノ主力ニ先ンジ一部ヲ輸送セラレタル場合ニ於テハ先任看守長）ハ速カニ之ヲ地方機關ニ移管スル手續ヲ爲スモノトス

刑務所ノ歸還輸送ニ先ンジ行刑中ノ者ヲ内地ニ護送スル場合ニ於テハ戒護者タル看守長及看守ノ外憲兵又ハ兵科下士官、兵ヲシテ戒護セシムルニテ得

此ノ場合ニ於テハ憲兵又ハ兵科下士官、兵ハ當該刑務所ニ轉屬セシムルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ第五條第三項ノ規定ヲ準用シ先任看守長ハ第二項後段ニ規定スル移管ノ手續ヲ爲スベシ

第二十四條 復員ニ方リ坵地ニ於ケル乘船地檢疫ハ兩方軍檢疫規定ヲ準用シ乘船地毎ニ軍檢疫機

關（防疫給水部等ヲ推進シ又ハ被檢疫人員ニ應ジ適宜臨時編成ス）ヲシテ之ヲ擔任實施セシムルモノトス

又ニ内地ニ於ケル上陸地檢疫ハ海港檢疫法ニヨリ厚生省ニ於テ一元的ニ之ヲ擔任實施スルモノトス

テ本檢疫對照疾病ハ五種傳染病（即チペスト、コレラ、傷寒、赤痢、黃熱）

傳染病及マラリヤ、性病ニ關シテモ嚴ニ實施セラル、但乘船檢査ニ關シテハヨリ本
檢疫ヲ簡略化シ得ルヲ以テ各船ニハ必ず軍醫ヲ乘セシムルモノトス、尙之方爲各船舶輸送檢
揮官ハ傳染病ニ關スル情報ヲ機ヲ失セズ上陸地ニテ救スルモノトス

第二十五條 歸還部隊ノ輸送間携行並ニ現有衛生材ノ處置ハ左記ニ據ルモノトス

一、各輸送船ニハ附表第二ノ器械類ヲ備付クルモノトス
之ガ整備交付ニ關シテハ別ニ示ス

二、歸還部隊ハ汎海口數、乘下船地滞在口數及乘船人員等ニ應ジ乘船員分毎ニ所定ノ衛生材
ヲ準備携行スルモノトス

三、前號携行衛生材料ハ各部隊現有品ヲ以テ充當、不足スルモノハ最寄衛生機關ヨリ受領スル
モノトス、部隊整備用衛生材料ハ輸送間不慮災害其ノ他ニ充當スル爲成ルベク之ヲ携行ス
ルモノトス

四、歸還部隊ノ餘剩材料ハ乘船直前ニ之ヲ最寄衛生機關ニ返納スルモノトス、受領衛生機關ハ
速カニ其ノ品目、數量ヲ所屬軍司令部ニ報告シ之ガ保官ニ任ズルモノトス
五、衛生部員ノ個人裝備用衛生材料ハ成ルベク之ヲ携行スルモノトス
解散ニ當リテハ從スレバ携帶者ニ之ヲ個人支給スルコトアリ

六、前各號ノ携行衛生材料ハ復員地ニ於テ解散ニ先チ派遣班ノ指示ニ依リ處置スルモノトス
七、復員時後療法ヲ完全ニ終了シアラザル將兵ニ對シテハ其ノ症狀ヲ考慮シ所安藥物ヲ個人

支給スルコトアリ

第二十六條 遺骨（遺留品共）ノ遺送ハ其ノ所屬部隊若クハ塊ニ之ガ保管ニ任ジアル部隊ニ於テ其ノ責ニ任ズルモノトス

前項ノ遺骨（遺留品共）ハ聯隊區（將官ニ在リテハ師管區以下同ジ）毎ニ以分セル名簿ヲ附シ出身地聯隊區司令部ニ遺送スルモノトス

遺骨（遺留品）無キ死歿者ニ在リテハ其ノ所屬部隊ニ於テ一覽表ヲ調製シ各聯隊區司令部ニ送付シ遺族ニ通報スル資料トスルモノトス

第二十七條 復員人員ニシテ身寄無キ者ハ解散スルコトナク之ヲ上陸地支局ニ收容ノ手續ヲ爲スモノトス

前項人員ハ收容後其ノ地軍管區司令部ノ定ムル部隊ニ轉屬シ爾後退職軍人職業補導機關ニ於テ就職斡旋等ヲ實施スル等

第二十八條 内地鐵道輸送等ニ關シテハ左記ニ據ルモノトス

一 歸郷者ニ對スル鐵道乗車證票ハ上陸地ニ於テ交付ス

二 歸郷者ノ鐵道輸送ハ努メテ各府縣別單位トシ之ニ歸郷者中ヨリ適當ナル者ヲ選定シ指導取締ニ任ゼンムルモノトス

第二十九條 復員部隊ハ其ノ完結前復員式ル行フモノトス
一例左ノ如シ

國歌奉唱

0370

終戦ノ勅語

(昭和二十年八月十四日下賜)

奉 讀

復員ノ勅諭

(昭和二十年八月二十五日下賜)

奉 讀

部隊長訓示

國 歌 奉 唱

第三十條 復員實施及完結ニ關スル諸報告ハ管掌官ヨリ上司ニ報告スルモノトシ、各部隊ヨリ

所屬長官ニ對スル報告等ハ派遣班之ヲ擔任スルモノトス

第三十一條 乘船部隊ノ乘船名簿ハ様式「イ」ニ準ジ乘船機關及船長ニ之ヲ提出スルモノトス

第三十二條 聯合軍制ノ定ムル所又ハ上陸地軍管區司令部、上陸地支隊等ノ規定ニ因リ本規程ニ

據リ難キ事項ヲ生ズルトキハ遠カニ報告スルモノトシ、已ムテ待ザレバ各部隊長ニ於テ適宜本規

程ヲ修正實施スルモノトス